

令和4年度地域“つながる”福祉プランの評価総括

重点的に取り組んだ内容について

基本計画1－(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進

「地域団体ネットワーク形成のコーディネート」では、地域内のネットワークづくりを目的に「地域支え合い推進会議」の実施を進めており、その手法の一つとして地区ごとの「福祉のまちづくりプランの推進」を行っています。プラン策定は、住民同士が地域課題の解決について話し合う場づくりに有効な手段と考えており、策定数も増加している状況です。しかし、策定には住民側に多大な協力を得る必要があり、今後、全地区にて策定していくためには、策定手法を見直し、よりスムーズに策定できるよう改善に努めていきます。

基本計画1－(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働

「社会福祉法人連絡会の充実」では、令和4年度より社会福祉法人が持つ施設、備品、人材を地域活動等に提供する「地域お助けネットワークよなご」事業を開始しました。地域課題や住民ニーズとコーディネートすることにより、社会福祉法人による地域貢献活動が広がるよう事業を進めていきます。「事業者や企業への働きかけ」では、法人や事業者、企業との協働による活動を一部実践できました。今後も官民協働を進め、福祉以外の分野との更なる連携により地域福祉活動が活性化するよう働きかけていく必要があります。

基本計画1－(7) 誰もが活躍できる環境の整備

「合理的配慮の提供」の取組では、「あいサポーター」の養成を進めており、令和4年度は、あいサポーター養成の研修を5回実施し、75人が参加しました。あいサポーターが地域に増えることで、地域に住む合理的配慮が必要な人たちが、安心して生活できると考えています。

また、令和3年に障害者差別解消法が改正されたことにより、令和6年4月1日より、合理的配慮の提供が義務化されます。今後は、福祉教育授業や研修会を通して社会全体に対して啓発活動を進めて行くと同時に、障がい等の個人的な特性へ対する理解を深めるために、お互いの交流の場（芸術・スポーツの場面で活躍の場の提供）を持つことで、合理的配慮を社会全体に浸透させる必要があります。

基本目標2－(6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

この基本目標では市民一人ひとりが自分の健康に対する意識を持ち、積極的に活動へ参加したり、各種健康診査や検診を受診したりできるよう市民の健康づくりを推進するものです。

この基本目標の中でも「フレイル予防の推進」を重点的に取り組みました。各地区の中で高齢者の集まる場を捉えてフレイル予防の健康教育を実施するとともに、フレイル対策として高齢者の個別訪問も実施することができました。今後も引き続き啓発活動を進めるとともに運動習慣のきっかけになるよう、公民館や関係各課との連携のもと取組を進めていきます。

一方で、「各種健康診査や検診の啓発・周知」の取組においては、各種がん検診の受診率が伸び悩んでいる状況です。保健推進員や医療機関、企業等との更なる連携や、地域活動とのタイアップなど、受診勧奨の強化についてどのように進めていくか検討が必要です。

基本目標 3 - (3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進

地域福祉の活性化のためには長期的な視点を持って、学校教育や社会教育と連携しながら福祉教育や学習機会の提供に取り組む必要があります。「各種学校と連携した福祉教育」では福祉教育プログラムを作成し、小中学校の授業において福祉学習の機会を提供しました。また、高校や専門学校での講義を通して学生への福祉教育にも関わるすることができました。子どもたちが地域に愛着を持ち、福祉の心を育めるよう学びの機会を持つことは、地域福祉を進めるために重要であることを再認識しています。今後、より多くの小中学校のニーズに対応できるよう、全市的な福祉教育推進の仕組みづくりを検討していく必要があります。

また、地域福祉活動に参加しやすい地域づくりのために、「福祉や人権に関する研修会の実施」では「共通コース」、「対人援助コース」、「重層的支援力強化コース」の3コースからなる「人と地域とつながる研修」を実施し、一般市民や地域福祉活動者、福祉専門職など様々な立場の方々に実践的な研修を行い、延べ162人の参加がありました。今後はフォローアップ研修等を通じて、更に受講者への理解促進や研修内容の深化を進めていきます。